

# エネルギー等価格高騰対策支援事業 (中小企業等) 給付金

## よくあるご質問 (Q&A)

霧島市商工振興課

【令和6年3月】

## ■対象者に関すること

Q1 店舗はありませんが事業は行っています。対象になりますか

A1 店舗のない事業（保険外交員、ホステス、移動販売等）の場合、令和5年10月31日以前より市内で事業を営んでおり、令和6年3月1日時点において霧島市に住民登録している必要があります。

Q2 霧島市外に本社があり、事業所（店舗）が霧島市にある場合は対象になりますか

A2 事業所が霧島市にあり、法人市民税を納付している場合には対象になりますが、納付していない場合には対象になりません。

Q3 事業所（店舗）は霧島市内ですが、市外に住んでいます。対象になりますか

A3 要件を満たせば対象となります。法人の方は「法人市民税確定申告書」の写しを、個人事業主の方は「居住地における令和5年度分の納税証明書」を同時に提出してください。

Q4 個人事業主で、事業所（店舗）は霧島市以外ですが、霧島市に住んでいます。対象になりますか

A4 霧島市内で事業を営んでいるかを基準としますので、市外に事業所（店舗）を有する場合は対象とはなりません。

Q5 本年2月まで事業を営んでおり、3月に廃業したのですが対象になりますか

A5 既に廃業している方は対象になりません。

## ■申請手続きに関すること

Q6 法人で複数の業種を営んでいますが、申請は一括で行うのですか

A6 申請は法人（個人事業主含む）単位で申請してください。

Q7 家族の中に個人事業主が複数いる場合は申請できますか

A7 事業主ごとに申請することができます。

Q8 申請書等をダウンロードできない（又はその環境がない）が、どうすればいいですか

A8 霧島市役所商工振興課（別館2階）、隼人市民サービスセンター、溝辺総合支所、横川総合支所、牧園総合支所、霧島総合支所、福山総合支所、福山市民サービスセンター、市民サービスセンター（コアよか）、商工会議所、商工会に申請書類一式を準備しています。

Q9 申請書類が霧島市へ到着したかの確認が可能ですか

A9 到着の確認については、電話でお問い合わせいただくか、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

Q10 申請書類を郵送で行った場合、締切日の消印で有効ですか

A10 令和6年6月25日(火)の消印有効分まで受付します。

Q11 申請書類に不備があった場合、給付金の支給はないのですか

A11 不備がある場合は申請書に記載されている連絡先に電話連絡します。不備が解消される場合は支給します。

## ■申請要件に関すること

Q12 「全収入（一時収入等を除く。）の2分の1以上が事業活動における収入である」とは具体的にはどういうことですか

A12 具体例を下記に示します。

例1 個人事業主Aさんの年間収入(180万円)

|          |       |   |                         |
|----------|-------|---|-------------------------|
| 年金、給与等収入 | 100万円 | } | → 給与等収入の方が多いため対象になりません。 |
| 事業収入     | 80万円  |   |                         |

例2 個人事業主Bさんの年間収入(180万円)

|          |       |   |                       |
|----------|-------|---|-----------------------|
| 年金、給与等収入 | 80万円  | } | → 事業収入の方が多いため対象になります。 |
| 事業収入     | 100万円 |   |                       |

例3 個人事業主Cさんの年間収入(180万円)

|          |      |   |                              |
|----------|------|---|------------------------------|
| 年金、給与等収入 | 80万円 | } | → 事業収入の合計が給与収入より多いため対象になります。 |
| 事業収入①    | 60万円 |   |                              |
| 事業収入②    | 40万円 |   |                              |

Q13 不動産収入を主な収入としている場合は対象になりますか

A13 不動産の貸付を行っている場合は、一戸建て10棟以上またはアパート等10室以上など一定の要件を満たす場合は対象になります。

※ほかにも要件がありますので詳しくはお問合せください。

Q14 雑所得、給与所得を主な収入としている場合は対象になりますか

A14 雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入であって、税務上、雑所得又は給与所得の収入として扱われるものを主たる収入として得ている場合、対象になります。

Q15 確定申告をしていない場合はどうすればいいですか

A15 税務署や霧島市役所の税務課に相談してください。

Q16 市税にはどのようなものがありますか

A16 個人市民税や法人市民税、固定資産税、軽自動車税、入湯税、国民健康保険税などです。

## ■申請書類に関すること

Q17 指定様式とはどの書類ですか

A17 指定様式とは、次の書類になります。霧島市のホームページからもダウンロードできます。

○指定様式

- ・申請書類チェックリスト
- ・エネルギー等価格高騰対策支援事業（中小企業等）給付金交付申請書兼請求書（第1号様式）
- ・誓約書兼同意書（第2号様式）
- ・経費等報告書（第3号様式）

Q18 指定月の経費等が分かる書類とは、どのような書類ですか

A18 令和5年5月から令和5年12月までのいずれかのひと月分の経費等を示すものとして、指定品目の月額が法人の場合、8千円以上、個人事業者の場合、4千円以上ある領収書、通帳（指定品目が引き落とされたことが分かるページ）等のいずれかの【写し】が必要となります。（原本は提出しないでください。）

また、クレジット支払により、月単位で複数の経費の引き落としを行っている場合は、指定品目が含まれていることが確認できる明細書の写しを添付してください。

なお、原則としてこれらの書類は【宛名】、【品名】【但し書き等】が記載されているものとします。

対象となる経費や指定品目については、申請要領 2ページをご覧ください。

Q19 店舗兼自宅で個人事業者として開業しています。指定品目の引落が個人事業者名義ではなく、世帯主等名義の通帳から引き落とされています。添付する通帳は、世帯主等名義の通帳の写しでも可能ですか

A19 個人事業者として確定申告を行い、指定品目を経費等として計上していれば、個人事業者名義ではなく、世帯主等名義の通帳の写しで構いません。クレジット支払の場合も世帯主等名義の明細書の写しを添付してください。

なお、上記に該当する際は、写しの余白に必ず次のように記入をしてください。

記入例)

例1 XX,XXX 円のうち、Y,YYY 円分が当該事業使用分

例2 XX,XXX 円のうち、1/3 相当額 (Y,YYY 円) が当該事業使用分  
事業使用分は 4,000 円以上が要件となります。

Q20 確定申告書の写しは、すべて提出する必要がありますか

A20 確定申告書のすべてを提出する必要はありません。確定申告書のうち、次の書類の写しを提出してください。(原本は提出しないでください。)

■個人事業者

| 区 分                   |         | 必要書類  | 不動産所得のある方  |
|-----------------------|---------|---|--|
| 個人事業者<br>(農業所得<br>含む) | 白色申告    | <ul style="list-style-type: none"> <li>第一表の控え (収受印若しくは受付番号が印字されているもの)<br/>※収受印若しくは受付番号の印字がない場合で、電子申告の場合は、【メール詳細又は受信通知】を提出してください。</li> <li>第二表の控え</li> <li>収支内訳書の控え</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>収支内訳書 (不動産所得用)</li> </ul> ※不動産所得のみの申告の方は、第一表及び第二表も提出してください。                     |
|                       | 青色申告    | <ul style="list-style-type: none"> <li>第一表の控え (収受印若しくは受付番号が印字されているもの)<br/>※収受印若しくは受付番号が印字がない場合で、電子申告の場合は、【メール詳細又は受信通知】を提出してください。</li> <li>第二表の控え</li> <li>青色申告決算書の控え<br/>※経費等を仕入金額 (製品製造原価) に計上している場合は、【貸借対照表】も提出してください。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>青色申告決算書 (不動産所得用)</li> <li>不動産所得の内訳</li> </ul> ※不動産所得のみの申告の方は、第一表及び第二表も提出してください。 |
|                       | 市県民税等申告 | <ul style="list-style-type: none"> <li>申告書の控え (両面)</li> <li>収支内訳書の控え</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>収支内訳書 (不動産所得用)</li> </ul> ※不動産所得のみの申告の方は、申告書の控えも提出してください。                       |

## ■法人

| 区 分       |               | 必要書類   |
|-----------|---------------|--|
| 法人        |               | <ul style="list-style-type: none"> <li>別表一の控え（収受印若しくは受付番号が印字されているもの）<br/>※電子申告の場合は、【メール詳細又は受信通知】を提出してください。</li> <li>法人事業概況説明書の控え</li> <li>損益計算書<br/>※損益計算書に「経費計上科目」の記載がない場合は、「経費計上科目」が記載されているページ（販売費及び一般管理費内訳書等）の写しを提出してください。</li> <li>市町村民税の確定申告書（収受印若しくは受付番号が印字されているもの）<br/>※収受印若しくは受付番号が印字されていない場合で、電子申告の場合は、【申告受付完了通知】の写しを提出してください。</li> </ul> |
| NPO<br>法人 | 所得税の確定申告がある場合 | 上記の法人と同様の書類を提出してください。  |
|           | 所得税の確定申告がない場合 | <ul style="list-style-type: none"> <li>事業報告書等提出書</li> <li>事業報告書</li> <li>活動計算書</li> <li>貸借対照表</li> <li>履歴事項全部証明書</li> </ul>  |

Q21 法人登記して間もないため、直近の決算年度の確定申告書がありません。何を提出すれば良いですか

A21 履歴事項全部証明書を提出してください。その場合は、会社設立の年月日が令和5年10月31日以前である必要があります。

## ■給付に関すること

Q22 給付金はいつ頃支給されますか

A22 提出書類に不備等がなければ、受付日（市役所に届いた日）から概ね3週間程度での支給を予定していますが、年度末年度始め前後の申請は、日数がかかる場合もあります。

窓口での混雑防止及び円滑な給付を行うため、原則郵送による申請をお願いします。

Q23 給付金の使途に制限はありますか

A23 制限はありません。

Q24 給付金は現金での給付ですか

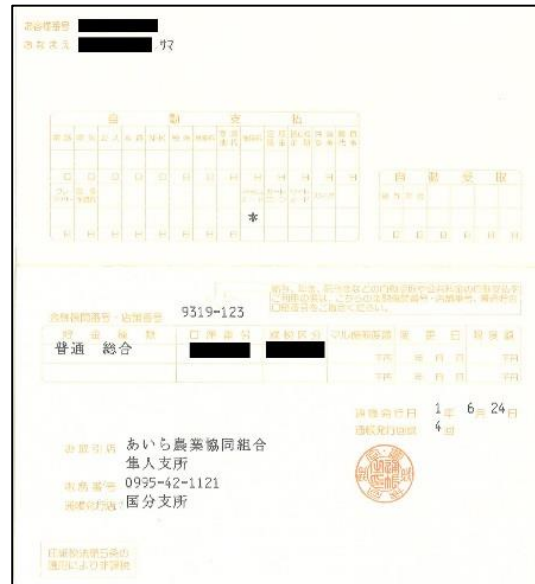
A24 申請者の指定する金融機関口座に振込みます。現金での給付はできません。

Q25 給付金の振込口座は任意の名義でいいですか

A25 法人の場合は申請法人の代表者名、  
個人事業主であれば事業主名の口座  
で申請してください。

通帳の写しは通帳を開いた1～2  
ページを提出してください。

※金融機関によっては、表紙に口座番号が  
記載されている通帳もありますので、  
その際は、1～2ページに加え、表紙の  
写しも提出してください。



Q26 霧島市からこの給付金に関する手続きの一環と称して、現金自動預払機（ATM）の操作や手数料の振込を求める旨の電話がありました。どうすればいいですか

A26 一般的な給付金事業において、国（省庁）や自治体（市町村）が申請者に対して  
前納を求めたり、ATM を利用した手続などを求めたりすることはありません。

「怪しいな？」と思ったら、最寄りの警察署か、消費者ホットライン（188）へ  
ご相談ください。